

# インフルエンザ出席停止期間について

平成28年4月11日（月）嘉手納高校保健室

インフルエンザに罹患した場合、学校保健安全法第19条に基づき、学校を休んだ日が出席停止の扱いとなります。

## 「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」と変更されました。

「発症した後5日を経過」かつ「解熱した後2日を経過」の両方を満たす期間、登校する事ができません。（最低、発症した後5日は出席停止となります）

- 熱が下がった日によって、出席停止期間が延長していきます。（下表の例4、例5を参照）
- 発症日は病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状（38度以上の発熱等）が始まった日です。そのため病院受診時に医師の発症日を相談・確認する必要があります。
- 解熱した次の日が「解熱後1日目」となります。（微熱は解熱ではありません）

発症した日を0日目とカウントして翌日から1日目とカウントして下さい！

最低基準	発症した後5日を経過	発症日 (発症当日0日目)	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	発症後6日目	発症後7日目	発症後8日目
例1	発症後1日目に解熱した場合	発熱	<b>解熱</b>	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目	登校OK		
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	<b>解熱</b>	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目	登校OK		
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	<b>解熱</b>	解熱後1日目	解熱後2日目	登校OK		
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	<b>解熱</b>	解熱後1日目	解熱後2日目	登校OK	
例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	<b>解熱</b>	解熱後1日目	解熱後2日目	登校OK

※ 解熱した日によって出席停止日が準じ延期されていきます。



- ①インフルエンザの疑いがある場合は、病院の受診をお願いします。
- ②インフルエンザの診断が確定されたら学校に連絡して下さい。（電話連絡でOKです）
- ③「インフルエンザ回復届け」と「薬の説明書のコピー」を提出して下さい。